

安倍川緑地(田町地区)における 水辺利用の取組みについて

令和6年9月26日(木)
第1回 田町地区水辺利用調整協議会
静岡市 緑地政策課・河川課

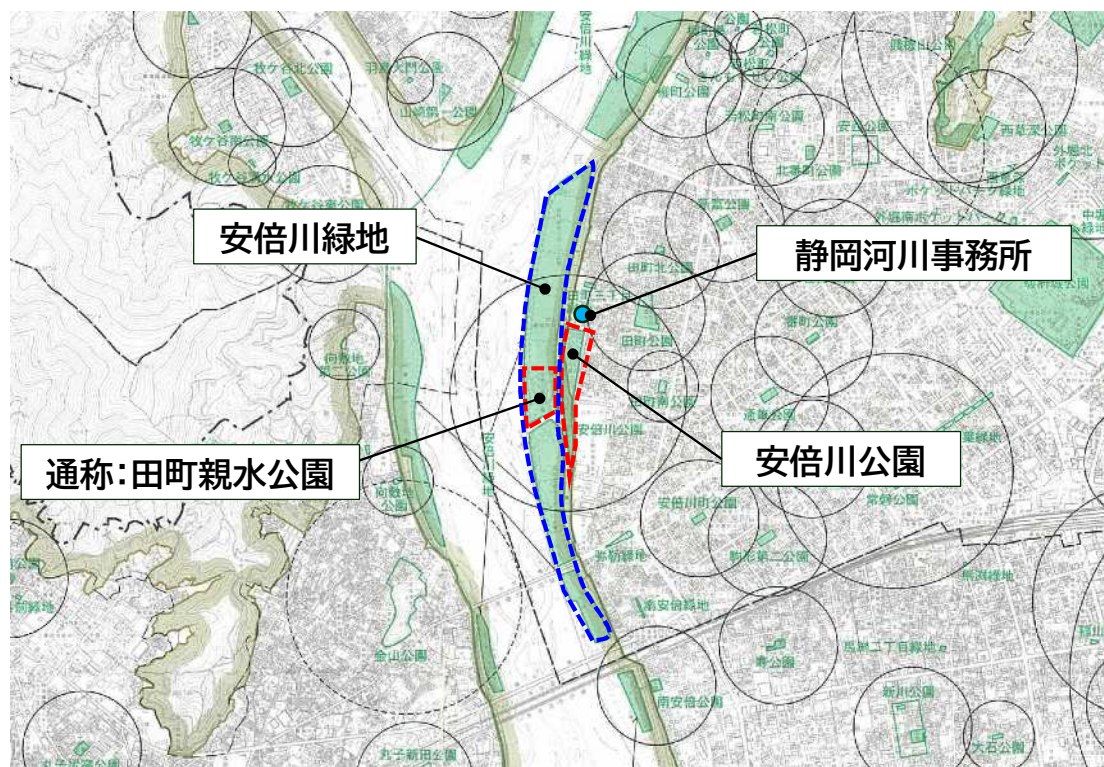
はじめに

- 1 安倍川緑地(田町地区)の概要
- 2 「河川空間のオープン化」制度について
- 3 今後の取組について



1 安倍川緑地(田町地区)の概要

■安倍川河川敷内に市が設置している公園の区域



1 安倍川緑地(田町地区)の概要

■安倍川緑地の年間利用者数

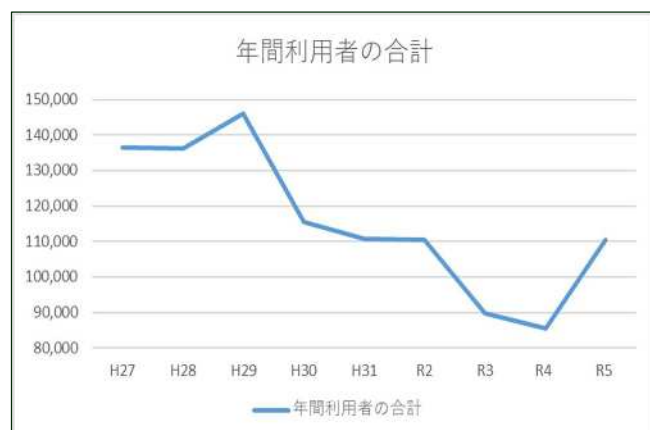
(田町安倍中スポーツ広場・田町緑地スポーツ広場)

年度		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
田町安倍中	野球場（1面）	25,556	21,414	24,077	15,706	16,072	19,201	27,793	29,584	18,574
	陸上広場兼サッカー場（1面）									
田町緑地	ソフトボール場（6面）	110,962	114,839	121,848	99,803	94,735	91,357	61,884	55,816	91,790
	多目的広場（1面）									
年間利用者の合計		136,518	136,253	145,925	115,509	110,807	110,558	89,677	85,400	110,364

スポーツ広場は年間10万人以上が利用

⇒ 市民活動の場となっている

⇒ コロナ前の水準に利用者は回復していない



1 安倍川緑地(田町地区)の概要

■ 安倍川の水辺空間の活用

安倍川緑地

⇒「静岡らしい緑と水辺と歴史の拠点」

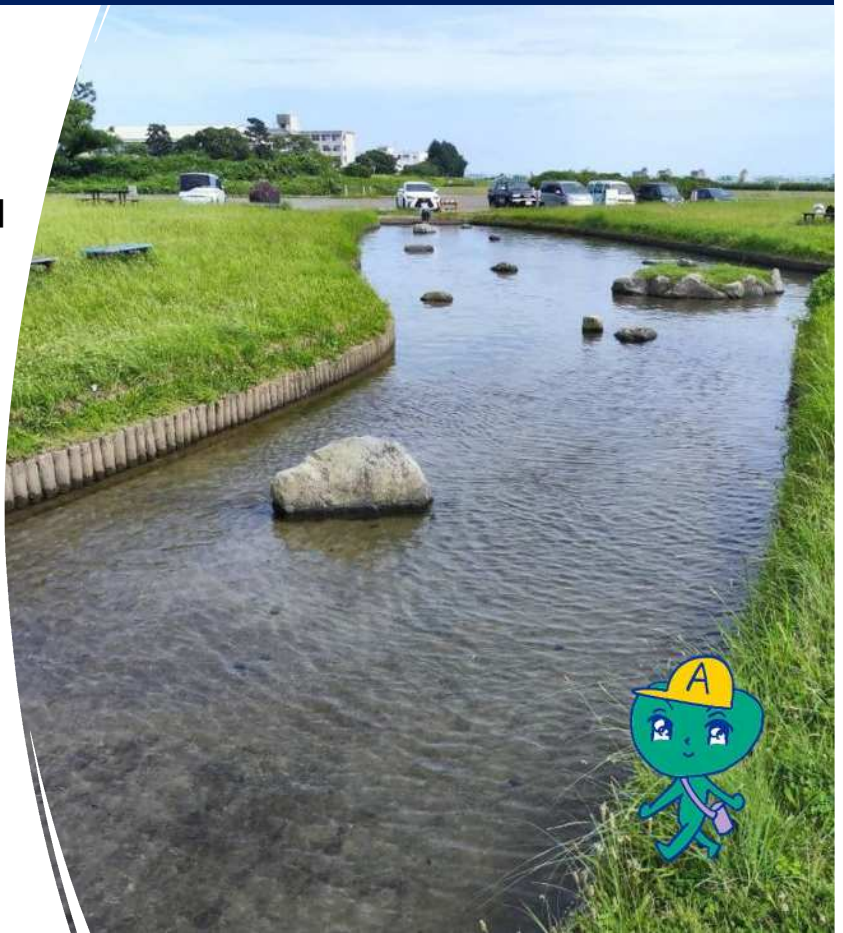
市民のレクリエーションの場
自然観察の場として整備を推進

田町親水公園

安倍川の伏流水を利用した
「せせらぎ」が魅力



「せせらぎ」を積極的に活用し
川との豊かなふれあいを実現
「安倍川を身近に感じられる拠点」
としていきたい



1 安倍川緑地(田町地区)の概要

■ 安倍川緑地でのイベント実施の事例

【これまでも…】

- ・浴衣ファッションショー
- ・下田町レゲエ&盆踊り

【更に、これからは…】

- ・イベント時にキッチンカー出店
- ・公園でのマルシェ開催 など

市民活動の場として
様々な使い方が
できるようにする



河川空間のオープン化

2 「河川空間のオープン化」制度について（河川敷地占用許可準則の緩和）

占用許可の緩和

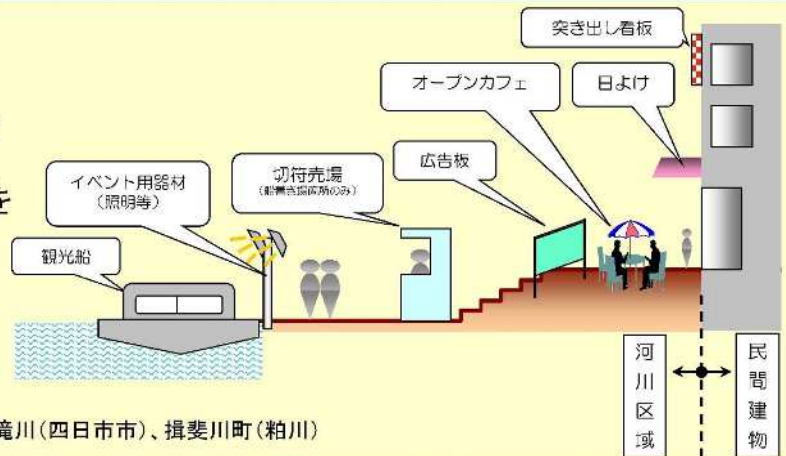
平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能に！

■都市・地域再生等利用区域

河川敷地占用許可準則 第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、指定。

【中部地整管内:6箇所】

- ・直轄：狩野川（沼津市）、大井川（島田市）、豊田川（矢作川）
- ・補助：都田川（浜松市）、乙川（岡崎市）、堀川（名古屋市）、三滝川（四日市市）、揖斐川町（粕川）



水辺の利用は「ダメ! ダメ!」から、「やれるかも!」へ。

<旧来の規制>

<規制緩和で>

主体は公的機関に限定。
公共性、公益性が
重視されていた。

飲食施設

民間施設

No

No

民間の参入が可能。
カフェ施設やイベント実施
などが可能に。

OK!

イベント

オープンカフェ

売店

船上食事施設

川床



14

2 「河川空間のオープン化」制度について（河川敷地占用許可準則の緩和）

■牛妻地区でのオープン化事例 『うしづま水辺の楽校』



- ・静岡市が安倍川河川敷を占用して設置
- ・安倍川の自然や川の危険性を子どもたちに伝える場
- ・平成21年度の開校以降、年間約2万人が利用
- ・地域ボランティア「うしづま水辺の楽校世話人会」が運営
⇒ 年間を通して草刈や河川敷の清掃を実施

令和6年6月～

利用者ニーズへの対応
活動費の確保が課題…

河川空間のオープン化

開校期間中に売店を実施

売店の収益は…

全て施設運営や河川敷の維持管理費に再投資！

持続的な施設運営の実現
更なる水辺の利用を推進



売店の実施状況

5 今後の取組について

河川空間のオープン化 を 田町地区で実施するには…

- ① 水辺利用について地域の合意が得られていること
- ② 使用する区域が「都市・地域再生等利用区域」に指定されていること
- ③ 使用する施設の河川占用許可を得ていること

まずは…「社会実験」としてイベントを実施

水辺空間を活用したキッチンカーの出店やマルシェの開催など
新たなイベントを試行し、イベント時の利用状況や周辺に与える影響を調査

⇒ 今後の田町地区における水辺利用のあり方を検討していく



5 今後の取組について

(1) 第1回「田町地区水辺利用調整協議会」 (9月26日実施)

- ・水辺利用についての地域の合意形成の場となる協議会を設立
- ・今後の取組方針について確認

(2) 社会実験による水辺利用イベント等の試行 (令和6年10月～令和8年3月)

- ・田町親水公園、安倍川公園内で、キッチンカー出店やマルシェ等のイベント等を試行的に実施
- ・利用者ニーズの把握、課題整理、イベントによる収益状況等の確認

(3) 「田町地区水辺利用調整協議会」での合意形成

- ・社会実験の取組結果の報告
- ・水辺利用による地域活性化の方針(利用範囲や実施内容等)を決定

(4) 「都市・地域再生等利用区域」の指定 (令和8年夏頃の指定を目標)

- ・静岡市から河川管理者(国)に対し、指定の要望を提出
- ・河川管理者(国)が「都市・地域再生等利用区域」の指定・公表

(5) 占用許可の申請・使用契約の締結

- ・静岡市から河川管理者(国)に対し、河川占用許可を申請
- ・占用主体となる静岡市と田町連合自治会の間で使用契約(協定書)を締結

(6) 水辺空間を活用したイベント等の実施

- ・水辺利用調整協議会を適宜開催し、水辺利用に関する検討調整を継続的に実施

都市・地域再生等利用区域における占用許可手続の流れ

